

「公共事業労務費調査」の 重要性を知っていますか



「公共事業労務費調査」の重要性を知っていますか

公共事業労務費調査は、公共事業発注の際に工事費の積算に使用する「公共工事設計労務単価」の設定の基礎となる調査です。

この公共工事設計労務単価は、国、都道府県等の公共事業は勿論のこと民間工事の工事費にとっても大きな影響を受けます。

設備工事の調査物件は、限られており提出する調査票の一件一件が次年度の工事費の積算に反映される重要な重みを持ちます。

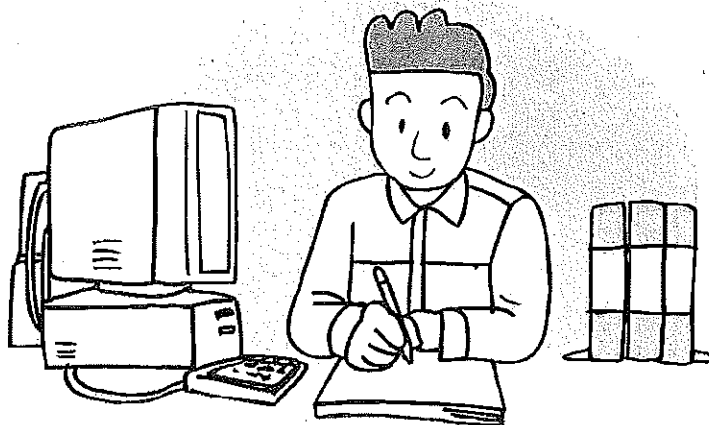
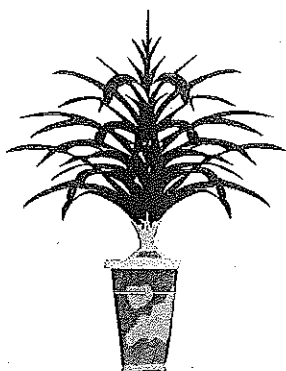
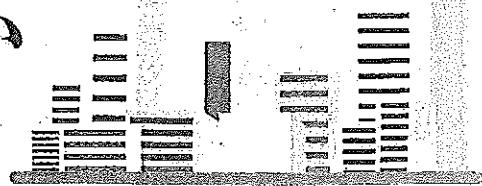
労務費調査の対象工事となった事業者は、調査工事種目の位置づけを十分理解し、調査票の内容に記載漏れののないように適正に対応することが肝要です。

公共事業労務費調査は、調査月に調査対象となった公共事業に従事した建設労働者の賃金について、労働基準法に基づく「賃金台帳」から調査票へ転記することにより賃金の支払い実態を調査するものです。

調査票は、事業者の賃金担当の方が記入するのが一般的です。

このパンフレットは、今まで私たちが実際に調査票の記入を行ってきたなかで、疑問に思っていることを、記入する立場に立ってわかりやすく、まとめてみました。

これらは、基本的なことがらだけを中心にまとめたガイドダンスですので、調査票の記入に際しては、公共事業労務費調査連絡協議会の「公共事業労務費調査の手引き」をご覧ください。



公共事業労務費調査フロー

調査対象工事の選定

公共工事の中から調査対象工事が選定されます。

現場調査の実施

調査票の内容確認のため、会場調査実施前に現場における現況調査が実施されます。

調査票への記入

調査内容を正しく理解し、賃金台帳から調査票に正しく記入します。

会場調査（調査票の確認・提出）

提出した調査票の内容について、調査担当者からヒアリングが行われます。

公共工事設計労務単価の設定

調査結果を基に、次年度の公共工事設計労務単価が設定されます。

公共工事予算の算定

設定された設計労務単価を使用して、次年度の公共工事予算が算定されます。

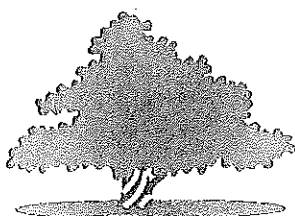
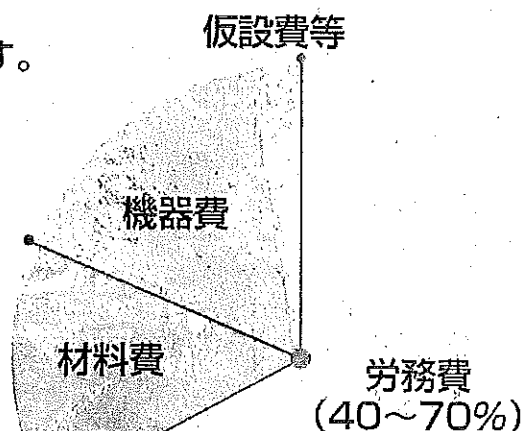
設備工事における労務費の重要性

設備工事は、“人と技術”に支えられています。

設備工事における労務費の占める割合は多大となります。

従って、公共事業労務費調査の結果が工事費の積算に大きな影響を与えます。

直接工事費に占める
労務費の割合



労働者の選定には、
基準があるのですか？

職種と技能レベルに基準があります。

対象職種（手引き記載の50職種）の
雇用されている建設労働者で各職種共

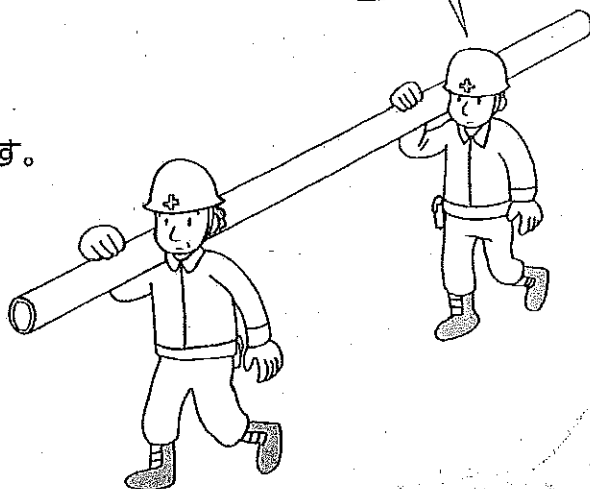
- 1) 相当程度の技能を有し
- 2) 主体的業務を行う者と規定されています。

相当程度の技能とは、
経験年数等、どの程度の
判断でしょうか？

1級技能士程度であれば完璧です。

経験年数等で一概に規定することはできませんが、
一人で段取りから加工、取り付けまでできる方を、
「相当程度の技能」として位置づけたいと思います。

材料運搬だけでなく、
技能士資格を取って
一人前の配管工になろう



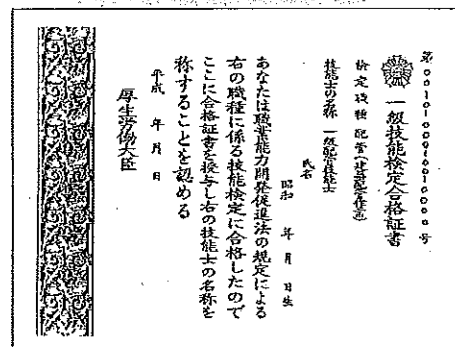
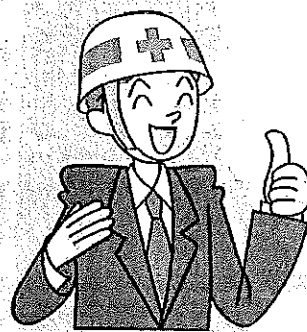
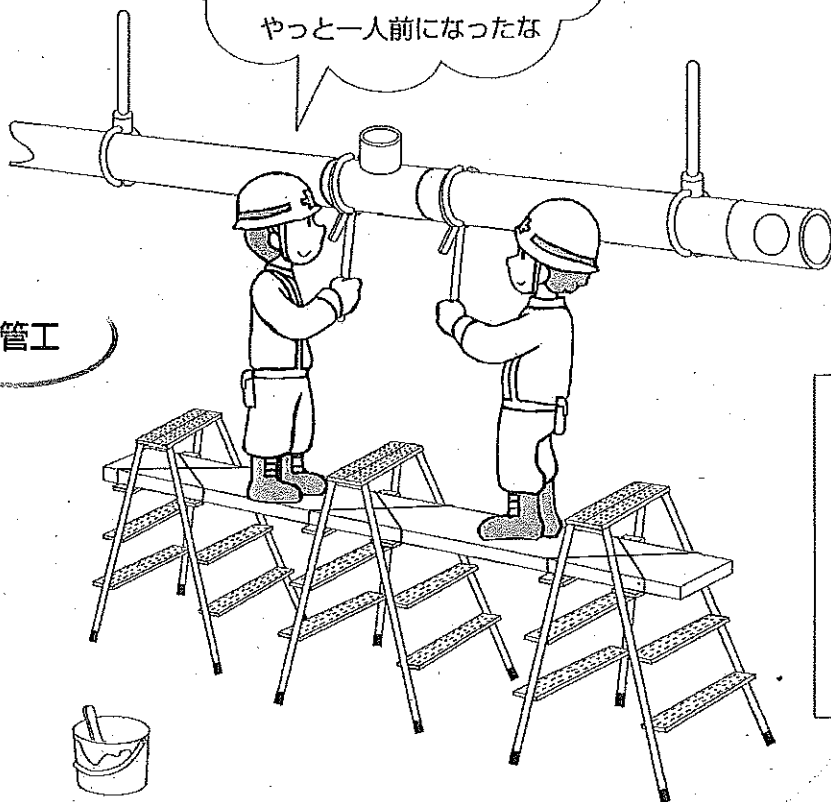
普通作業員

職種を適正

配管工・ダクト工・保温工・設備工

寸法取りから、ネジ切り、
吊込み、接続、試験まで、
ひととおりできるようになり、
やっと一人前になったな

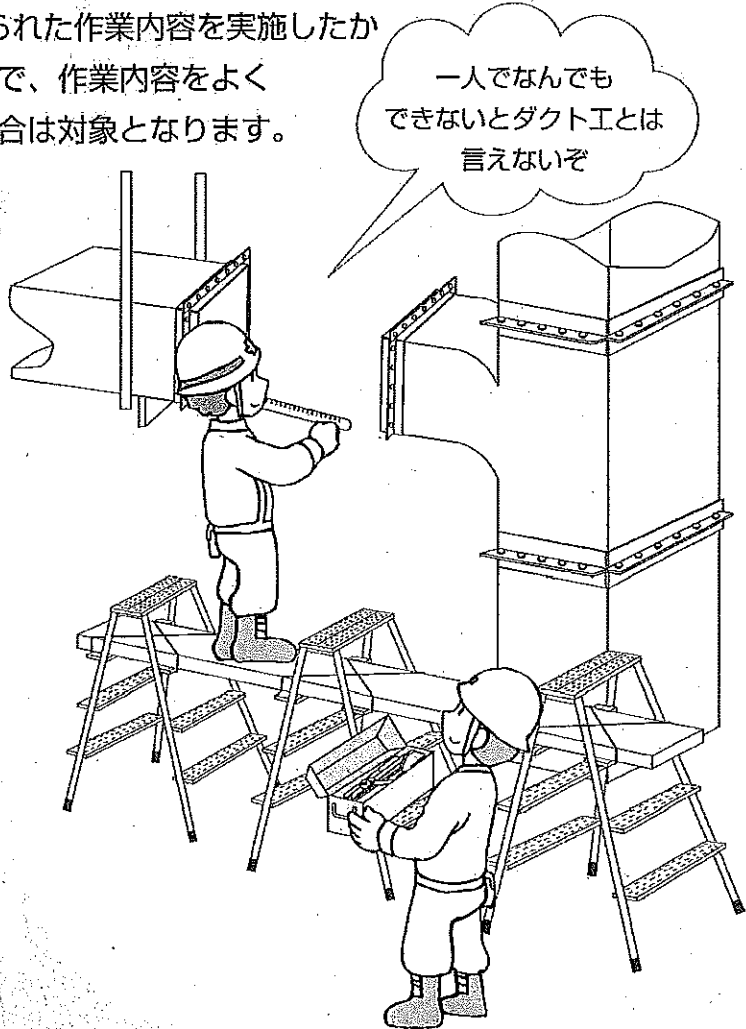
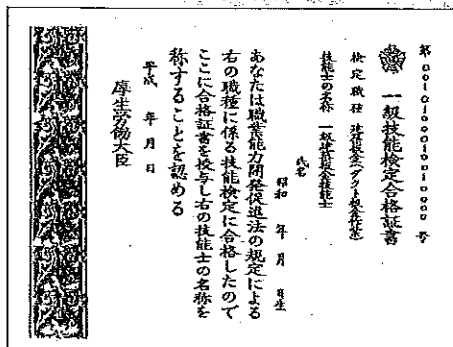
配管工



アルバイト・見習い・手元・女性・
高齢者の方はどう対応したらよいですか？

名称・性別・年齢に関係なく、
作業内容と技能の程度で判断します。

対象職種（50職種）毎に定められた作業内容を実施したか
どうか判断基準となりますので、作業内容をよく
吟味し、該当する職種がある場合は対象となります。

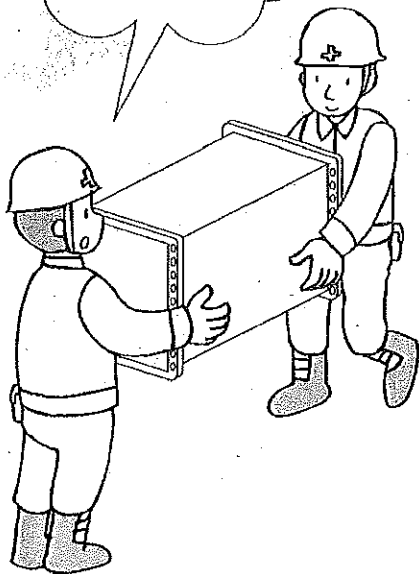


ダクト工

に選ぼう！

工と普通作業員等を区別しよう。

寸法取り、
板取り、組立て、
取付けを一人でできる
ようがんばろう



普通作業員

作業日報、出勤簿等で報告している
職種と異なってもよいのですか？

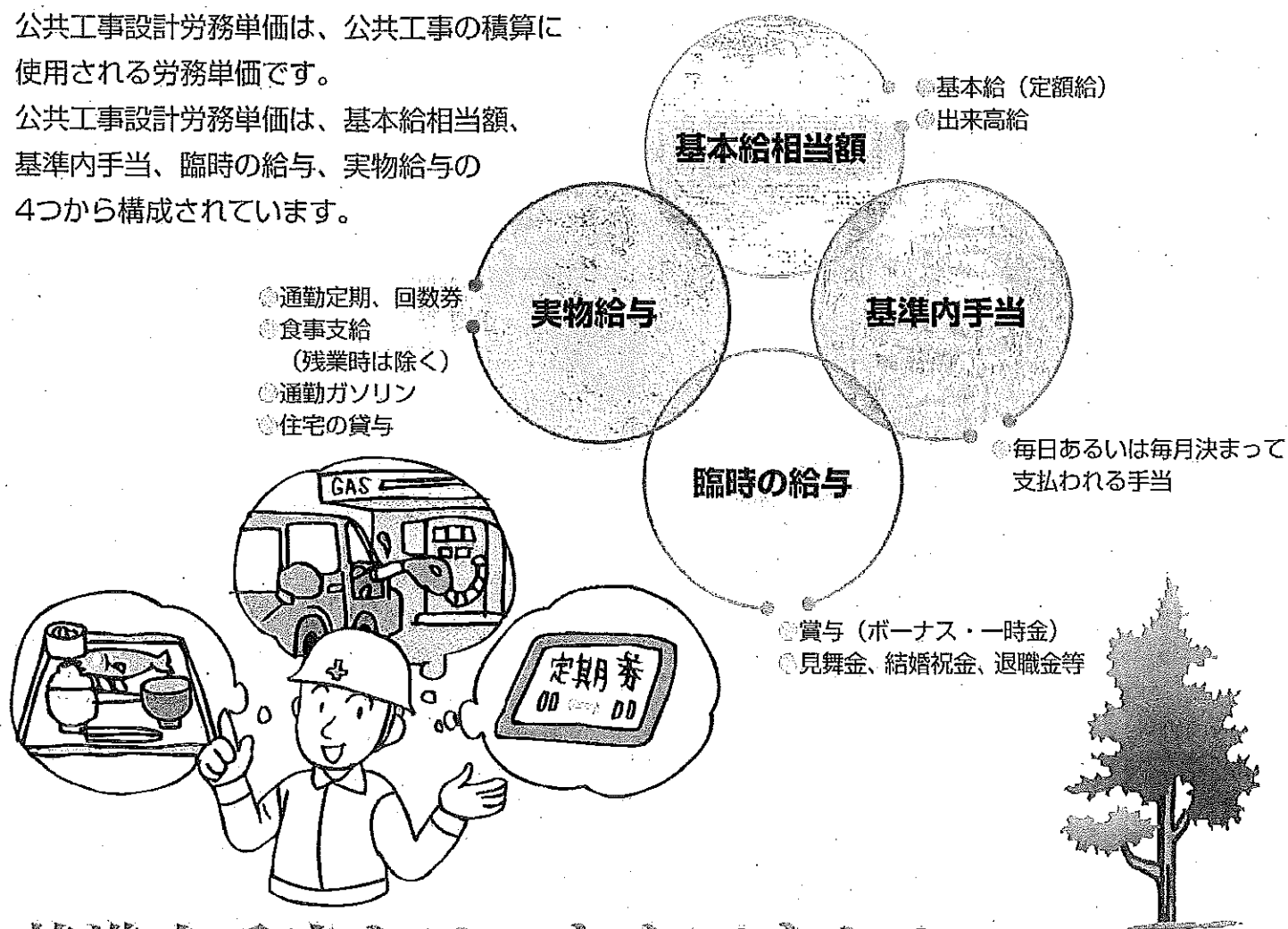
よいです。

例えば配管作業に従事していても、
作業内容の大部分が相当程度の技能を有せず、
普通の技能のみを有するものは、「普通作業員」、
単に単純な作業のみを行う者に限られる場合は
「軽作業員」と判断し、すべてを配管工としないで、
異なる職種としてかまいません。

公共工事設計労務単価とは？

公共工事設計労務単価は、公共工事の積算に使用される労務単価です。

公共工事設計労務単価は、基本給相当額、基準内手当、臨時の給与、実物給与の4つから構成されています。



基準内手当とは、なんですか？

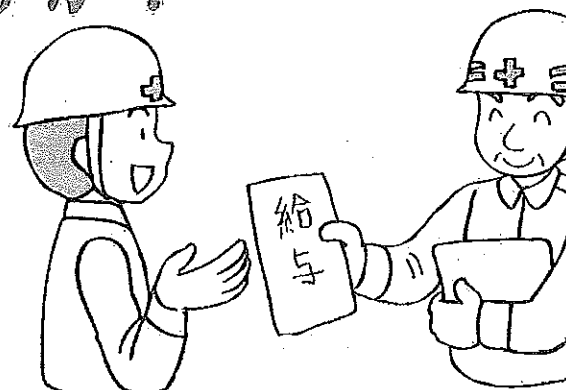
基準内手当

所定の労働時間内における労働、または一定の作業条件における労働に対して、原則として毎日あるいは毎月決まって支払われる手当です。

名称より判断するのではなく、支給基準や支給実態等の実質により判断してください。

基準外手当

- 1) 各職種の建設労働者の通常の作業条件・内容を超えた特殊な労働に対する手当
- 2) 時間外・休日または深夜の割増賃金の代替としての手当
- 3) 使用者の責に帰すべき事由により労働者を休業させたことに対する休業手当
- 4) 労働者持ちの工具・車両の損料等、賃金ではなく経費の負担にあたる手当



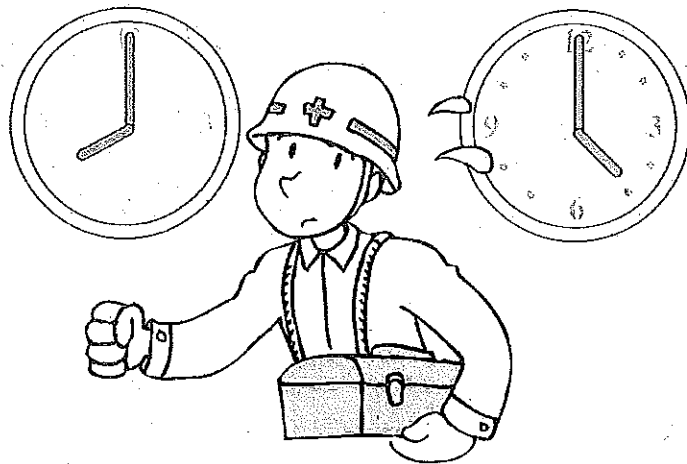
家族手当〈扶養手当〉
通勤手当
都市手当〈調整手当〉
住宅手当
現場手当
技能手当
有給休暇手当（日給制の場合）
精勤手当等

基準内手当

労働時間に注意しよう！

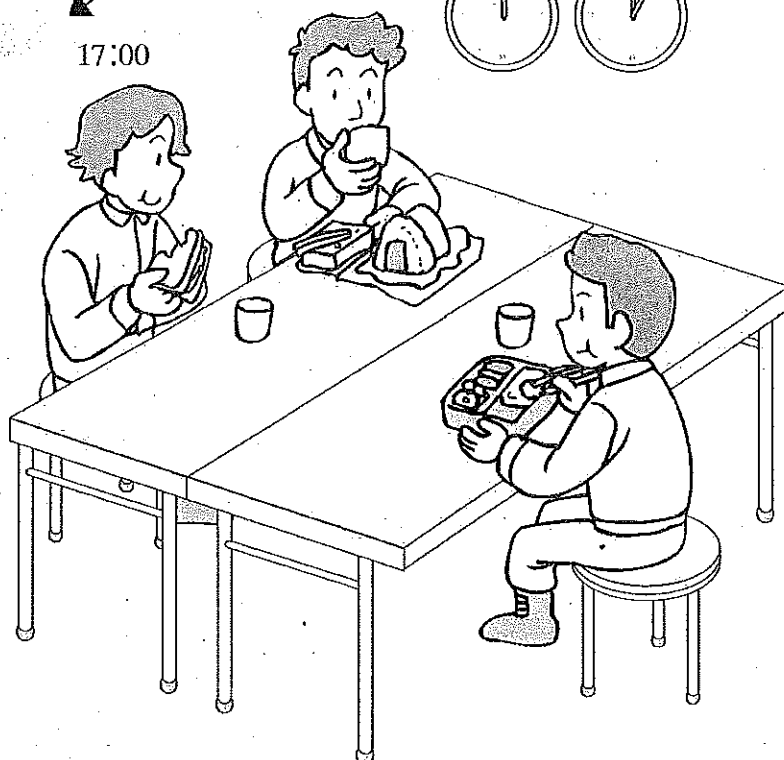
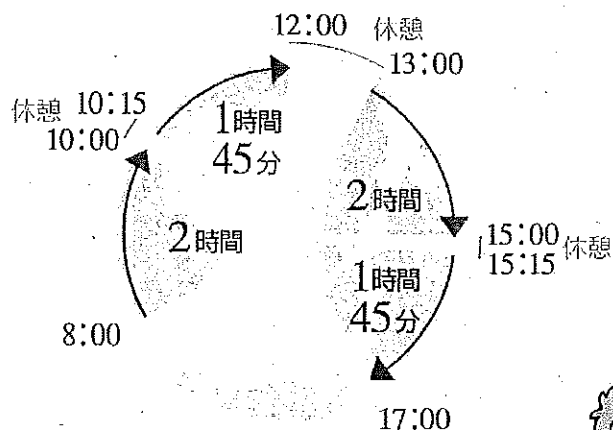
- 調査は一日分ではありません、1ヶ月分が対象です。
- 割増賃金（時間外、休日、深夜）は含みません。
- 労働時間は作業日報、出勤簿等と整合していなければなりません。

今、私は作業中です。
この調査は所定労働時間、
通常8時間以内が対象です。
1週40時間が基本です。



下記の勤務時間の場合、所定労働時間は7時間30分となります

ただし就業規則に規定されていることが前提です。



チヨット気になるQ&A

二省以外の
公共事業は関係ない
のですか？

関係あります。
公共事業の大半を所管している農林水産省、
国土交通省で公共事業労務費調査連絡協議会
を組織し、共同で直轄事業、都道府県・政令
指定都市の補助事業、公団・公社・事業団
等の事業、及び二省以外の協力省庁の
直轄事業についても、調査対象物
件を選定しています。

この調査は、
どこの機関が実施して
いるのですか？

民間団体が実施しています。
公共事業労務費調査連絡協議会から要請
・委託されて、民間団体が実施しています。

対象現場は、
どのように選定される
のですか？

バランスを考慮しますが、
特に規定はありません。
二省所管の直轄、および補助事業等の公共
工事の中から、工事種類・地域のバランス
等を考慮して選定しています。

公共事業の
受注が少ない会社は、
どのように回答して
おけばよいのでしょうか？

実態を適正に回答して下さい。
この調査結果は、公共工事だけでなく
一般民間工事の積算にも多方面で利用さ
れていますので、官庁工事受注実績の少な
い会社でも適正に答えて下さい。

調査結果は、
どのような工事を対象に
使われるのですか？

公共事業、民間工事のすべての
工事に使われる可能性があります。
この設計単価は下記機関の公共事業の工事
費算出に利用されます。

- *公共発注機関
 - *都道府県や政令指定都市の補助事業
- これは刊行物に公共工事設計労
務単価として掲載されま
す。

雇用者が
10人未満で、就業規則等
がないのですが、
どうしましょうか？

書面化することが必要です。
所定労働日、休日、所定労働時間、およ
び賃金支払い等の雇用関係を明確にして下
さい。
諸手当に関する規定等も併せて、書面
化して下さい。

社団法人 日本空調衛生工事業協会(日空衛)

〒104-0041 東京都中央区新富2-8-1
TEL 03-3553-6431(代表) FAX 03-3553-6786
E-mail mail@nikkuei.com
ホームページ <http://www.nikkuei.or.jp>